

市立函館南茅部病院多職種からなる役割分担推進のための委員会設置要領

令和6年1月1日

(設置目的)

第1条 市立函館南茅部病院における看護職員の負担の軽減および処遇の改善を図るため、市立函館南茅部病院多職種からなる役割分担推進のための委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、職場安全衛生委員会の委員をもって構成する。
2 委員長は、看護科長をもって充てる。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、対策を講ずる。
(1) 看護職員の負担の軽減に関すること。
(2) 看護職員の処遇の改善に関すること。
(3) 看護補助者の配置に関すること。
(4) その他看護職員の負担の軽減および処遇の改善を図るために必要な事項。

(運営)

第4条 委員会の会議は原則として年1回以上開催するものとする。ただし、必要において臨時的に委員会会議を開催することができる。
2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、看護および事務において処理する。

(補則)

第6条 この規程で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。